

「企業会計基準公開草案第 45 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」等 に対する意見

平成 23 年 1 月 17 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました企業会計基準公開草案第 45 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「四半期会計基準（案）」という。）等に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 同一年度内及び年度間における開示省略の取扱いの明確化（四半期会計基準（案） 第 5-2 項、第 6-2 項、第 7-2 項）

（意見）

四半期キャッシュ・フロー計算書の省略可能規定（第 5-2 項及び第 6-2 項）及び四半期会計期間の開示可能規定（第 7-2 項）の適用については、同一年度内で首尾一貫性が保持されるべきことを各々の項又は結論の背景として明記することが必要である。

また、開示の継続性の観点から、当該四半期キャッシュ・フロー計算書の省略可能規定及び四半期会計期間の開示可能規定の適用について、当期において変更した場合（適用から非適用又は非適用から適用）の取扱いを明らかにすべきである。

（理由）

年度内での情報は、比較可能性の観点から首尾一貫性が保持されるべきであり、認容規定についても年度内の首尾一貫性が求められるものと考えられるためである。

また、上記の年度内の変更についての手当てに加え、年度間での継続性についての取扱いについても明らかにすべきであると考えられるためである。

2. 四半期財務諸表等と関連注記の対応（四半期会計基準（案）第 7 項、第 7-2 項）

（意見）

第 7 項本文「四半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。」の後に「なお、関連注記についてもこれに従う。」と加えるべきである。また、第 7-2 項の文末にも、「この場合は、関連注記に関しても同様とする。」と加えるべきである。

（理由）

関連注記の開示対象期間も四半期財務諸表等のそれと対応し、同じと考えられるためである。

3. 表示方法の変更に関する注記の削除の見直し（四半期会計基準（案）第 19 項(5)）

（意見）

表示方法の変更に関する注記は、削除すべきではないと考える。

（理由）

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）の適用により、例えば、営業外収益を売上高に組み替えるような場合については、表示方法の変更として扱われることとなる。当該表示方法の変更の結果として、営業損益、経常損益といった財務指標が修正される場合においては、表示方法をどのように変更したのかの説明及びその理由について開示することが必要と考えられるためである。

また、当該注記を残すこととした場合、重要性の乏しい表示方法の変更の注記についてまで、説明や理由を求めることは、大幅な簡素化という四半期会計基準（案）等の趣旨に反することとなるため、重要性の乏しい場合を除く旨を付記することが必要と考えられる。

4. 本改正四半期会計基準が表示方法の変更に該当する旨の明示（四半期会計基準（案）第 28-10 項）

（意見）

本改正四半期会計基準は、表示方法の変更に該当する旨を明示することが適当である。

（理由）

本改正四半期会計基準と同時に適用される平成 22 年改正四半期会計基準の適用初年度は、企業会計基準第 24 号第 24 項に準じた事項を記載することとされている（四半期会計基準（案）第 28-8 項）。一方、本改正四半期会計基準では、このような取扱いが定められていないことから、表示方法の変更に該当し、原則として、新たな表示方法に従い表示する過去の四半期財務諸表の組替えを行うことが必要と解される。このように本改正四半期会計基準の適用関係は複雑であるため、その取扱いを明示し、実務上の混乱を防ぐことが必要と考えられるためである。

5. 第 2 四半期以降における報告セグメントの変更等の取扱いの明確化（四半期会計基準（案）第 47-3 項）

（意見）

会計方針の変更が第 2 四半期以降で行われる場合の取扱いと同様に、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合の取扱いを追加することが必要である。

仮に当該取扱いを追加した場合には、四半期会計基準（案）第 19 項（7）⑥及び第 25 項（5-2）の取扱いは、実務上困難な場合で遡及されないときの極めて限られた取扱いである旨を明らかにすべきである。

(理由)

第 47-3 項において会計方針の変更を第 2 四半期以降に行う場合の取扱いしか記載されていないが、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合についても同様の問題があることから、その点の明確化が必要と考えられるためである。

6. 年度における四半期財務情報に係る開示の取扱い(四半期会計基準(案)第 70-2 項)

(意見)

年度における四半期財務情報に係る開示において、各四半期別の企業業績の要約開示については累計期間を基本とすることに合わせた対応が必要とされているが、当該年度における四半期財務情報に係る開示においては累計期間ではなく、各四半期会計期間で記載することが必要である。

(理由)

四半期財務諸表においては、四半期会計基準(案)第 37-2 項に記載のとおり、業績見通しの進捗度を示す情報としての有用性を重視することから、累計期間を基本とするものと考えられるが、年度においては期間経過済みであるので、進捗度より 1 年間における収益動向の変化点を開示する(四半期会計基準(案)第 37 項)ことの方が有用であると考えられるためである。

7. デリバティブ取引の開示対象の見直し(四半期会計基準適用指針(案)第 80 項(3)③)

(意見)

開示対象とされているデリバティブ取引から「ヘッジ会計が適用されているものを除くことができる。」とされているが、ヘッジ会計が適用されているものを含めることを検討すべきである。

(理由)

年度の財務諸表におけるデリバティブ取引の注記対象については、ヘッジ会計が適用されているものを含めることとされており、開示レベルが年度と四半期で異なることは、作成者にとって実務上かえって繁雑であり、また、利用者を誤導するおそれがあると考えられるためである。

以 上